

3 令和4年第3回越知町議会定例会 会議録

令和4年6月14日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和4年6月14日（火） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 箭野 久美	2番 森下 安志	3番 小田 範博	4番 武智 龍	5番 市原 静子
6番 高橋 丈一	7番 西川 晃	8番 寺村 晃幸	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 中内 利幸	書記 岩佐 由香
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	教育長 織田 誠	教育次長 小松 大幸
総務課長 井上 昌治	会計管理者 金堂 博明	住民課長 西森 政利	環境水道課長 岡田 敬親
税務課長 金堂 博明	建設課長 岡田 孝司	産業課長 田村 幸三	企画課長 大原 範朗
危機管理課長 谷岡 可唯	保健福祉課長 國貞 満		

6. 議事日程

第 1 議案質疑(承認第2号～第5号、議案第34号～第39号)

第 2 討論・採決

- 承認第 2号 専決処分(第2号)の報告承認について(越知町税条例等の一部改正)
- 承認第 3号 専決処分(第3号)の報告承認について(越知町国民健康保険税条例の一部改正)
- 承認第 4号 専決処分(第4号)の報告承認について(令和3年度越知町一般会計補正予算)
- 承認第 5号 専決処分(第5号)の報告承認について(損害賠償の額の決定)
- 議案第34号 越知町立横倉山自然の森博物館条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 令和4年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第36号 令和4年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第37号 令和4年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第38号 令和4年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について(町道中央線坂折橋修繕工事)

第 3 (追加) 議長挨拶

第 4 発議第 2号 越知町議会基本条例の一部改正について

発議第 3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

第 5 委員会の閉会中の継続調査

第1 議案質疑(承認第2号～第5号、議案第34号～第39号)

開 議 午前 9時00分

議 長 (寺 村 晃 幸 君) おはようございます。令和4年6月定例会、開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

議案質疑

議長（寺村晃幸君）日程第1 議案質疑を行います。承認第2号から第5号、報告1号から第4号、議案第34号から第39号までの14件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。1番 箭野久美議員。

1番（箭野久美君）一補事16ページ9款2項2目21節、修学旅行キャンセル料っていうのがあります。これが小学校で、その下に中学校の修学旅行キャンセル料。それから、一補事18ページの9款8項1目21節中学校の英語研修のキャンセル料、それぞれあるんですが、これは乗り物、それから宿泊を含んだキャンセル料なのかということと何日前にキャンセルすることを想定してこの金額を出したかということをお願いします。

議長（寺村晃幸君）小松教育次長。

教育次長（小松大幸君）答弁申し上げます。このキャンセル料につきましては、乗り物、宿泊全てです。100パーセントのキャンセルです。何日前かということですが、これは当日までのキャンセル料となっております。以上です。

議長（寺村晃幸君）市原静子議員。

5番（市原静子君）一補事10ページをお願いします。4款1項2目の予防費になりますが、12節委託料の臨時接種、683万1千円、何人分なのか、また内容の説明をお願いします。

議長（寺村晃幸君）

保健福祉課長（國貞満君）ご答弁いたします。この683万1千円は、4回目接種の接種費用の委託料となっております。3千人分で、1件が2,277円となっております。合計683万1千円です。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）補正予算で、一補事6ページをお願いします。21款1項5目1節のところに9百万円。普通河川宮谷川支流護岸改修工事とありますが、この内容を説明してください。

議長（寺村晃幸君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）こちらの金額につきましては、普通河川宮谷川支流護岸改修工事の金額になります。一補事13ページ、7款2項2目14節工事請負費になります。内容としましては、施工延長22.7メートルの三面張りで、河川の工事をいたします。こちらは健全な河川の機能が

低下しており、下流への影響があることから、河川管理者として管理すべき施設として対応することとしております。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）もうちょっと詳しく聞いていいですか。緊急事業という財源を使ってるので、そこに最近、発生したもんかというふうに直感をしたんですけど、私が想像している宮谷川はかなり古い災害があって、今まで30年ぐらい手つかずのままというか、非常に手をつけにくい状況にあったというところがありますがその箇所とは違うところ、そこですか。

議長（寺村晃幸君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）その箇所となっております。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）その箇所とかいうたら議事書きにくいかもしれませんが、これには、構造物が何ていうかね、公共の構造物と民間の構造物が複雑に谷へこう滑り落ちて、その下流を、管渠というかね、そこをつぶすような格好になっているところがあるんですが、それをのける費用とかいうのも、この中に含まれている。撤去する費用。

議長（寺村晃幸君）岡田建設課長。

建設課長（岡田孝司君）おっしゃられました通り、すべての撤去費用と、これから工事と両方含んでおります。以上です。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）一補事7ページの2款1項4目7節報償費3万円ですが、この講師等謝礼金となっておりますが、どのような方で、何のための講師だったのか教えてください。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。この報償費につきましては、地域おこし協力隊が野老山の方で、花畑の整備それから養蜂に関する取り組みをするため、その養蜂等に詳しい方に講師になっていただいて、その謝礼となっております。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）一補事の14ページの、ちょっと私がメモが、明確じゃないですけど、7款2項3目の14節の工事請負費なのか、7款2項4目の工事請負なのかちょっと明確でないですが、この中に町道の新設という説明が初日にあったと思うんですけど、新設となると新設がどこ

へどれぐらいの、規模のもの。

議 長（寺 村 晃 幸 君）

建設課長（岡田孝司君）今回の工事費につきましては、新設工事はございません。最初の答弁の時には、新設改良という、予算の方でございます、7款2項2目の道路橋りょう新設改良費という意味合いを込めて新設改良と一緒に言葉をセットにして答弁しておりますので、その辺ご理解、説明が不足していたこと、申し訳ないと思っております。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）他に質疑ありませんか。10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）一補事7ページでございます。2款1項10目の諸費で、12の委託料、町民バス運行の95万3千円でございますけど、これは新規にバスをどこかに走らせるんですか、それとも今走っている路線バスの延長ですか、どのような内容ですか、ご説明願います。

議 長（寺 村 晃 幸 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）山橋議員に御答弁申し上げます。この町民バス運行の費用につきましては、今回ありましたような日ノ浦での道路の災害等により運行ルートが通れなくなるという場合に、ルートを変えて運行することで距離が延びるという部分に対応するために、運行費用を増額しております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）一補事12ページをお願いします。観光費でございますが、委託料、それからその下の工事請負費に、この横倉山の関係で出ておりますが、ここでは第1駐車場トイレというのがあります。設計とか、新築がありますが。他にも、杉原神社の方にもありますし、上に上がったところにもトイレがあるのであの上の方の杉原神社の横というか、あそこなんかのトイレの改築とか、その辺のことは考えてないのかどうでしょうか、他のトイレについて。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）岡林議員にお答えします。今回、牧野の朝ドラの関係で県の補助がありますが、第2駐車場以上のトイレにつきましては、水源が乏しく、冬場枯れることがあります。浄化槽設置等に非常に難しいということを判断しまして、第2第3駐車場については、仮設トイレで対応します。杉原神社の横につきましては、くみ取りができないところ、車が入りませんので、そういうこともありまして、今のところ、あの状態のままでいかしていただいきたいと思っております。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）一補事7ページですけど、2款1項1目一般管理費の委託料に、説明で初めて見るような語句というか、フレーズがありますが、これの内容は、これ勤怠管理システムと読むんですかね。これの目的と内容はどういうものか。お願いします。

議長（寺村晃幸君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）武智議員にご答弁申し上げます。勤怠管理システム導入費用であります。現在、職員の出退勤の管理を行っておりますのは、タイムカードを押しまして、その他に年休の確認。年休カードであるとか、時間外勤務命令簿等により、手作業で毎月集計作業をして給料等の支払い処理を行っております。これを勤怠管理のシステムを導入することで、出退勤の管理から、年休、時間外勤務等もシステムで管理することで、支払い事務について省力化を図るというものでございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）さっきのところですけどそれは、役場とか本庁だけですか、町職すべてが含まれるのか。

議長（寺村晃幸君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）すべてを管理するためにシステムを導入する予定でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）一補事9ページの3款2項3目18節負担金、補助及び交付金の350万円ですが、当初の説明では1人、5万円ということですから、350万あれば、数字、人数が出てきますが、世帯数にするとどれぐらいになりますか。それと、世帯数その低所得者のなんぼ以下というか、金額のラインを。

議長（寺村晃幸君）西森住民課長。

住民課長（西森政利君）武智議員にお答えします。想定しております世帯数につきましては、50世帯ということで、想定はしております。対象となる世帯に関しましては、令和4年度の住民税非課税世帯となっております。ひとり親世帯を除くものになっておりますので、県のひとり親世帯の支給が終わってから、こちらの方は支給を予定しております。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）今の続きですけど、県の支給が終わってからというのは、大体めどは何月ごろになりそうです。支給をできる。

議長（寺村晃幸君）西森住民課長。

住民課長（西森政利君）武智議員にお答えします。県の子育て支援課の方に問い合わせしまして、県の支給に関しましては、6月末ぐらいがめどとなっておりますということで聞いております。以上です。こちらの支給に関しましては、県の支給が終わって名簿が来ましてから、こちらの対象者にご案内を差し上げるのが7月の初旬ごろ、それから支給に関しましては、中旬ごろというふうな感じになると思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）他に質疑はありませんか。1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）一補事8ページ、お願いします。3款1項6目19節の補装具給付事業であります。これはどのようなもので、何人分とか、ということですかね。お願いします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）ご答弁申し上げます。補装具自体には、補聴器であるとか、盲人用の錫杖、あと遮光眼鏡、車椅子の購入や修理、それから義足の作成とか、メニューというか種類はたくさんあります。今回補正を上げさせていただいているのは、義足一式、1件。それから車椅子のタイヤ交換。それから靴型の補装具が1人分。それであと細かいというか、少額なものがまだ3月までに申請が出てきそうなので、おおよその額を30万円と見込んで、今回77万6千円の補正を上げさせていただいています。以上です。

議長（寺村晃幸君）他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしとの声がありましたが、質疑がないようですので、質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（寺村晃幸君）日程第2 討論、採決を行います。

承認第2号 専決処分（第2号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第3号 専決処分（第3号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第4号 専決処分(第4号)の報告承認について、討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第5号 専決処分(第5号)の報告承認について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は承認されました。

議案第34号 越知町立横倉山自然の森博物館条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第35号 令和4年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第36号 令和4年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第37号 令和4年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第38号 令和4年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第39号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。以上をもちまして、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

議長（寺村晃幸君）はい、それではここで小休します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

副議長（西川晃君）再開します。今限りで勇退されます。寺村議長より、挨拶をしたいとの申し出がっております。お諮りします。

議長挨拶を日程第3として追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）はい。異議なしと認めます。

議長あいさつ

副議長（西川晃君）従って、議長挨拶を日程に追加することに決定しました。寺村議長挨拶をお願いします。

議長（寺村晃幸君）発言を許可していただきありがとうございます。私事で大変恐縮ではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、1986年、昭和61年に越知町議会議員に初当選し、以来9期36年に渡り、議員を務めさせていただきましたが、今限りをもって引退する決断をいたしました。理由はいろいろありますが、ここらあたりが潮時、引き際と判断いたしました。在職中に町議会議長、高幡町村議会議長会会長。高知県町村議会議長会副会長、高吾北広域議会議長などの職責を全うできましたのも、ひとえに議員の皆様、町長をはじめ執行部の皆さん、そして職員の皆様のご理解とご協力のたまものであり、この場をお借りいたしまして、衷心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。議員の皆様におかれましては、来る8月に改選を控えておりますが、どうか全員の当選と一層のご活躍を願っております。

私にとりましては、定例会は今日が最後となりますが、任期満了まで議長として全力で取り組んでいく所存であります。その後は、一町民として、郷土の発展を見守って参りたいと存じます。四国地方は昨日梅雨入りをいたしました。現在の私の心境は、梅雨空とは正反対に一点の曇りもありません。本当に長い間お世話になりました。以上簡単ではございますが、挨拶といたします。どうも長い間ありがとうございました。

副議長（西川 晃 君）議長のご挨拶が終わりました。寺村議長どうもご苦労さんでございました。それでは、休憩します。

休 憩 午前 9時34分

再 開 午前 9時35分

発 議

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第4 発議第2号 越知町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の箭野久美議員から、提案説明を求めます。1番、箭野久美議員。

1 番（箭 野 久 美 君）越知町議会基本条例の一部改正について、提案説明させていただきます。

令和元年6月に、議会改革を継続的に不断に取り組んでいくために、議会改革推進会議を設置し、議会改革の推進、基本条例の検証に関することについて、19回の協議を重ねて参りました。その中で、今回3点の改正を提案いたします。1点目の基本条例第4条第4項、「少なくとも年1回以上」を削ることについては、令和元年度から公聴の機会を増やす観点から、議会報告懇談会に加えて、若者や商工会との意見交換会を実施し、意見を聞く機会を増やして参りました。今後は申し合わせ事項に「各種団体や学生との意見交換会を必要に応じて開催する」と明記し、幅広い層との意見交換の場を増やしていくつもりであります。

2点目の議会ICTの推進については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、議場に参集して、議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、また、災害や感染症の発生等の緊急時において、オンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても、タブレット端末等の情報通信技術を積極的に活用していくことを、越知町議会として推進するものであります。

3点目の「経費削減」を「行財政改革」に、「町政の現状と課題及び将来展望、議員に求められる役割と責任」を「議会改革を推進するために議員に求められる役割と責任、町政の現状と課題及び将来展望」に改めることについては、これまで議員数・報酬ともに削減ありきを前提とした条文となっておりますことから、平成31年度報告書、町村議会の議員報酬等のあり方の最終報告を踏まえ、議員報酬は、住民福祉を向上させるためのものであり、議会改革の活動量に応じた報酬とすることも考慮するために改正をするものであります。

どうか議員各位におかれましては、本条例の一部改正に御理解をいただき御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（寺村晃幸君）提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、4番、武智龍議員から、案を備え、所定の賛成者とともに連署して提出されておりますので、本案を議題とします。提出者の説明は案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

委員会の閉会中の継続調査

議長（寺村晃幸君）日程第5 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営院長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。従って、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは、町長から一言願います。

町長（小田保行君）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、寺村議長から勇退されるという御挨拶がありました。9期36年、長い間町政発展のためにご尽力いただきましたことに敬意を表させていただきます。本当にありがとうございました。

さて、今議会でも慎重な御審議の上、適切なお決定を賜りました。誠にありがとうございました。また、貴重な御意見をいただいたこと、今後の町政運営に反映をさせていただきたいと考えております。今議会、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

議長（寺村晃幸君）これにて令和4年第3回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午前 9時43分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員